

一宮市市民会館等の管理に係る指定管理者の指定について

一宮市市民会館等の管理に係る指定管理者の指定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和 2 年 1 0 月 2 7 日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

提案理由

一宮市市民会館等指定管理者選定委員会において、一宮市民会館、一宮市尾西市民会館及び一宮市木曾川文化会館の管理を行う指定管理者の優先交渉権者が選定されました。

よって、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、当該施設の管理を指定管理者に行わせたく、同条第 6 項の規定による議会の議決を求めるため、市長に申し出たいので本案を提出します。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- (1) 一宮市民会館 一宮市朝日2丁目5番1号
- (2) 一宮市尾西市民会館 一宮市東五城字大平裏43番地1
- (3) 一宮市木曾川文化会館 一宮市木曾川町内割田一の通り27番地

2 指定管理者として指定する共同事業体の名称並びに代表構成団体等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の職・氏名

- (1) 共同事業体の名称
JNP一宮パートナーズ
- (2) 代表構成団体

名 称	主たる事務所の所在地
株式会社JTBコミュニケーションデザイン	東京都港区芝三丁目23番1号

- (3) 構成団体

名 称	主たる事務所の所在地
日本管財株式会社	兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
株式会社ピーアンドピー	愛知県豊川市豊が丘町198番地1

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

《資料》

一宮市市民会館等指定管理者候補者選定結果について

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設（3施設）

一宮市民会館、一宮市尾西市民会館、一宮市木曽川文化会館

2. 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

3. 選定結果

・優先交渉権者

名称 JNP一宮パートナーズ

所在地 株式会社JTBコミュニケーションデザイン：東京都港区

日本管財株式会社：兵庫県西宮市

株式会社ピーアンドピー：愛知県豊川市

第一次審査 196点 1位

第二次審査 381点 1位

合計 577点 1位

・次点交渉権者

名称 共立・伊藤忠UC共同事業体

所在地 株式会社共立：東京都渋谷区

伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社：東京都中央区

第一次審査 196点 1位

第二次審査 351点 2位

合計 547点 2位

4. 選定過程

・選定委員（5名）

教育長

高橋 信哉

教育文化部次長

堀 尚志

公認会計士

牧野 信也

学識経験者

魚住 直人（弁護士）

学識経験者

西村 志磨（至学館大学准教授）

- (1) 公募説明会 令和2年7月6日(月) 参加者16団体
- (2) 第一次審査 令和2年8月26日(水)
応募者2団体を提出書類に基づき審査し、2団体が通過。
評価項目(50点)
・施設管理に関する基本的な考え方について(10点)
・事業運営に関する基本的な考え方について(10点)
・自主文化事業に関する基本的な考え方について(15点)
・応募者の経営基盤及び管理実績等について(15点)
- (3) 第二次審査 令和2年10月7日(水)
第一次審査通過2団体の提案書並びに提案に基づく、プレゼンテーションにより審査し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定。
評価項目(100点)
・事業実施体制について(20点)
・運営計画について(20点)
・施設及び設備の保守管理計画・改修計画について(20点)
・自主文化事業に関する提案について(20点)
・収支計画について(10点)
・指定管理料について(10点)

5. 今後の予定

教育委員会において、優先交渉権者及び次点交渉権者の承認を受けて、優先交渉権者と指定管理に係る仮協定を締結するとともに、市議会12月議会にて指定管理者の指定の議案を上程し、議決された日をもって仮協定が基本協定書として発効されます。

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

- 8 普通地方公共団体は、相当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第 58 議案

一宮市スポーツ施設の管理に係る指定管理者の指定について

一宮市スポーツ施設の管理に係る指定管理者の指定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和 2 年 1 0 月 2 7 日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

提案理由

一宮市スポーツ施設指定管理者選定委員会において、一宮市スポーツ施設の管理を行う指定管理者の優先交渉権者が選定されました。

よって、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、当該施設の管理を指定管理者に行わせたく、同条第 6 項の規定による議会の議決を求めるため、市長に申し出たいので本案を提出します。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- (1) 一宮市テニスコートの設置及び管理等に関する条例(昭和57年一宮市条例第43号)第2条第2項に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市テニスコート	一宮市今伊勢町馬寄字西流9番1

- (2) 一宮市温水プールの設置及び管理等に関する条例(昭和58年一宮市条例第27号)第2条に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市温水プール	一宮市若竹3丁目1番5号

- (3) 一宮市都市公園条例(昭和33年一宮市条例第2号)第5条の2第2項に規定する次の施設

名 称	位 置
音羽公園プール	一宮市音羽3丁目13番
九品地公園プール	一宮市文京1丁目3番
真清公園プール	一宮市公園通6丁目38番
平島公園プール	一宮市羽衣2丁目5番
一宮市尾西プール(富田山公園)	一宮市富田字砂原2119番地
光明寺公園球技場	一宮市光明寺字大日東70番地

- (4) 一宮市立学校施設使用条例(昭和56年一宮市条例第65号)第7条に規定する次の市民開放プール

名 称	位 置
一宮市立南部中学校プール	一宮市浅野字長島39番地1
一宮市立北方中学校プール	一宮市北方町北方字宮浦42番地
一宮市立大和中学校プール	一宮市大和町荻安賀字上東出80番地
一宮市立奥中学校プール	一宮市奥町字上平池55番地
一宮市立萩原中学校プール	一宮市萩原町串作字河室浦1番地
一宮市立千秋中学校プール	一宮市千秋町佐野字高須2982番地
一宮市立神山小学校プール	一宮市平和2丁目12番7号
一宮市立葉栗小学校プール	一宮市島村字大西出36番地
一宮市立西成小学校プール	一宮市西大海道字障子目30番地
一宮市立丹陽小学校プール	一宮市三ツ井五丁目22番1号
一宮市立浅井南小学校プール	一宮市浅井町江森字大道附80番地
一宮市立今伊勢小学校プール	一宮市今伊勢町新神戸字乾26番地
一宮市立富士小学校プール	一宮市富士2丁目5番14号

2 指定管理者として指定する共同事業体の名称並びに代表構成団体等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の職・氏名

(1) 共同事業体の名称

コナミスポーツ・近鉄ビルサービスグループ

(2) 代表構成団体

名 称	主たる事務所の所在地
コナミスポーツ株式会社	東京都品川区東品川四丁目10番1号

(3) 構成団体

名 称	主たる事務所の所在地
近鉄ビルサービス株式会社	大阪府大阪市中央区難波二丁目2番3号

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

《資料》

一宮市スポーツ施設指定管理者候補者選定結果について

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設 (21 施設)

一宮市温水プール、一宮市テニス場、一宮市光明寺公園球技場
一宮市尾西プール、一宮市都市公園プール (4 箇所)
一宮市学校開放プール (13 箇所)

2. 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで (5年間)

3. 選定結果

・優先交渉権者

名 称 コナミスポーツ・近鉄ビルサービスグループ

所在地 コナミスポーツ株式会社：東京都品川区

近鉄ビルサービス株式会社：大阪府大阪市中央区

第一次審査	179 点	1 位
第二次審査	348 点	1 位
合 計	527 点	1 位

4. 選定過程

・選定委員 (5名)

教育文化部長	野中 裕介
教育文化部次長	堀 尚志
公認会計士	浅井 清史
学識経験者	高木 道久 (弁護士)
学識経験者	菊池 秀夫 (中京大学教授)

(1) 公募説明会 令和2年7月8日 (水) 参加者4団体

(2) 第一次審査 令和2年8月28日 (金)

応募者1団体を提出書類に基づき審査し、第一次審査通過。

評価項目 (50点)

- ・施設管理に関する基本的な考え方について (15点)
- ・事業運営に関する基本的な考え方について (15点)
- ・応募者の経営基盤及び管理実績について (20点)

(3) 第二次審査 令和2年10月8日(木)

第一次審査通過1団体の提案書並びに提案に基づく、プレゼンテーションにより審査し、優先交渉権者を選定。

評価項目(100点)

- ・事業実施体制について(35点)
- ・運営管理計画について(15点)
- ・維持管理計画について(30点)
- ・事業収支計画について(10点)
- ・指定管理料について(10点)

5. 今後の予定

教育委員会において、優先交渉権者の承認を受けて、指定管理に係る仮協定を締結するとともに、市議会12月議会にて指定管理者の指定の議案を上程し、議決された日をもって仮協定が基本協定書として発効されます。

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第 59 号議案

一宮市教育委員会ネーミングライツ（命名権）選定委員会
委員の委嘱について

一宮市教育委員会ネーミングライツ（命名権）選定委員会委員の委嘱に
ついて、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和 2 年 1 0 月 2 7 日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

提案理由

一宮市教育委員会ネーミングライツ（命名権）選定委員会委員を委嘱
するため、一宮市教育委員会ネーミングライツ（命名権）選定委員会設
置要綱第 3 条第 1 項の規定により本案を提出します。

1. 一宮市教育委員会ネーミングライツ（命名権）選定委員会委員 委嘱候補者

氏 名
の なか ゆう すけ 野 中 裕 介
ほり ひさ し 堀 尚 志
あさ い せい じ 浅 井 清 史
たか ぎ みち ひさ 高 木 道 久
たか はし いち 高 橋 一

備 考	新任 再任
一宮市 教育文化部長	再
一宮市 教育文化部次長	再
公認会計士	新
弁護士	再
議会代表	新

2. 委嘱期間

令和2年10月28日～令和3年3月31日

一宮市教育委員会ネーミングライツ（命名権）選定委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、ネーミングライツ（命名権）事業導入に関するガイドラインに基づき設置される選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営について定めるものとする。

（職務）

第2条 選定委員会は、教育委員会が管理する施設について募集するネーミングライツについて、その募集要項の内容を審査するものとする。

2 選定委員会は、ネーミングライツの応募について、次の事項によりその内容を審査し、優先交渉権候補者及び次点交渉権候補者の選定を行うものとする。

- (1) 応募要件
- (2) 応募者の経営状況
- (3) 施設と応募者の理念・事業内容との整合性
- (4) 希望する名称の適正
- (5) 提案金額の妥当性
- (6) 市の財源確保以外の利点の有無
- (7) その他必要事項

（委員）

第3条 選定委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げるものの中から教育委員会が、ネーミングライツの募集の際に委嘱し、その任期は、優先交渉権候補者及び次点交渉権候補者の決定までとする。

- (1) 教育文化部の部長（部長相当職を含む）
- (2) 教育文化部の次長（次長相当職を含む）
- (3) 市長部局の次長相当職以上の職員
- (4) 公認会計士
- (5) 学識経験者
- (6) 市議会代表（経済教育委員会委員長若しくは副委員長）

2 選定委員会は、委員の互選により委員長を選出し、委員長は、副委員長を指名するものとする。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行するものとする。

（委員会）

第4条 選定委員会は、委員長が召集し、委員長が選定委員会を統括するものとする。

2 選定委員会は委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を選定委員会に出席させることができるものとする。

(委員の責務)

第5条 委員の責務は次のとおりとする。

- (1) 委員は、中立・公平に選定の審査を行わなければならない。
- (2) 委員は、応募者若しくは応募団体に関与してはならない。
- (3) 委員は、選定の審査中において知り得た情報を公表してはならない。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、ネーミングライツ募集施設の所管課（公所）が行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

○ 付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年7月22日から施行する。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

令和2年10月27日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
相当と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が相当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
18	特定非営利活動法人 メタセコイアの森の仲間 たち 代表理事 ながよし 剛	清流王国郡上・ 冬休みこども キャンプ	・雪遊び・アウトドアクッキング・ キャンプファイヤーなど何をする かを子供たちが考える2泊3日の キャンプ ・参加者:東海地方在住の小中 学生約140名	令和2年 ①12月24日(木) ～26日(土) ②12月28日(月) ～30日(水) 令和3年 ③1月3日(日)～ 5日(火) ④1月9日(土)～ 11日(月)	郡上市内	有料 2泊3日 36,800円	(4) (6)
19	尾西信用金庫 総務部長 おくた かずひこ 奥田 和彦	尾西信用金庫 創立70周年記 念講演会	・尾木直樹氏を講師に迎え、講 演会を実施 ・2部構成(総勢850名)	令和3年 5月12日(水)	一宮市尾西市 民会館	無料	(7)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
14	<small>しだ</small> 志多ら尾西公演実行 委員会 委員長 <small>くずや けいこ</small> 葛谷 恵子	志多ら いのちの力 尾西公演	和太鼓集団 志多らによる演 奏会	令和3年 1月24日(日)	尾西市民会館	有料 一般4,500円 高校生以下 4,000円	(7)
15	杜の宮市準備委員会 代表 <small>もり かずお</small> 森 一生	まらの宮市	アート・クラブ ブース、フード ブース、コンサ ート等	12月13日(日) 令和3年 2月28日(日) 3月28日(日)	真清田神社境 内、本町商店 街およびその 周辺	無料	(7)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
20	一宮市スキー連盟 会長 ひび まさゆき 日比 正幸	第48回一宮 ジュニアスキ ー教室	一宮市及び近郊の小学 3年生から高校生まで を対象としたスキー教 室。 募集人員 28名	令和3年3月 20日(祝・土) ~21日(日)	ヘブンスその はらSNOW WORLD	小学生 24,000円 (中学生 以上 28,000円)	(3) (6)
21	一宮市卓球協会 会長 いわた おさむ 岩田 修	令和2年度 冬季一宮市卓 球大会	市内在住・在学の中学 1、2年生で団体戦を 行い、予選リーグの後 決勝トーナメントを実 施する。	令和3年2月 6日(土)	一宮市総合体 育館	中学生1 チーム 2,000円	(3) (6)
22	一宮ライオンズクラ ブ 会長 おがわ やすのり 小川 康則	一宮市オール スター選抜学 童野球祭	市内を4つのブロック に分け4チームのトー ナメント方式で実施す る。	令和2年11月 23日(祝・月) 予備日11月29 日(日)	平島公園野球 場	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(博物館事務局)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
2	公益財団法人 愛知県教育・スポーツ振興財団 愛知県生涯学習推進センター センター長 しばやま たくや 柴山 卓也	令和2年度生涯学習 あいち県民講座 「あいち歴建さんぽ」	美濃路と木曾川が交わる起の地の散歩と「旧林家住宅や庭園」見学・解説、伝統工芸である起千支土鈴絵付け体験を通じ起の歴史や文化に触れる体験事業	11月29日(日) 13:00~16:10	尾西歴史民俗資料館 本館 研修室・別館 旧林家住宅	無料(ただし、土鈴絵付体験料として500円徴収)	(4)

一宮市立小中学校卒業式及び入学式の日について

一宮市立小中学校卒業式及び入学式の日について、別試案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和2年10月27日

一宮市教育委員会

教育長 高橋 信哉

提案理由

令和2年度の小学校及び中学校の卒業式、また、令和3年度の小学校及び中学校の入学式の日を決定するため、本案を提出します。

別紙案

令和2年度 卒業式

小学校 令和3年 3月19日(金)

中学校 令和3年 3月 3日(水)

令和3年度 入学式

小学校 令和3年 4月 6日(火)

中学校 令和3年 4月 7日(水)